

島根県保健環境科学研究所における公的研究費の運営管理内規

制定 平成28年4月1日
改正 令和元年12月3日
改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）及び公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、島根県保健環境科学研究所（以下「所」という。）が公的研究費（以下「研究費」という。）の適正な運営及び管理を行うため、必要な事項を定める。

(責任体系の明確化)

第2条 前条目的を達成するために、所に次に掲げる責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者（兼研究倫理教育者）
- (4) コンプライアンス推進副責任者

(最高管理責任者)

第3条 この内規における最高管理責任者は、所長とする。

- 2 最高管理責任者は、所全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 この内規における統括管理責任者は、総務企画部長とする。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 この内規におけるコンプライアンス推進責任者は、感染症疫学部長及び、環境科学部長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、所全体における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るために、所の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、所の構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育者)

第6条 この内規における研究倫理教育者は、調整監とする。

- 2 研究倫理教育者は、研究活動に関わる者を対象に定期的に倫理教育を行う。
- 3 所各科長は、研究倫理教育者を補佐する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 この内規におけるコンプライアンス推進副責任者は、所各科長及び、総務企画課長とする。

(コンプライアンス検討委員会)

第8条 全所的観点から不正防止計画の推進を図り、所における研究費の運営・管理に関する事項について審議するため、最高管理責任者の下にコンプライアンス検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 前項の委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者（兼研究倫理教育者）
 - (4) コンプライアンス推進副責任者

(構成員の意識の向上)

第9条 最高管理責任者は、構成員の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費の使用、コンプライアンス及び研究倫理等に関する研修会を毎年開催する。

- 2 構成員は、前項の研修会に参加し、研究費の適正な使用、コンプライアンス等に対する意識の向上に努めなければならない。
- 3 研究員は、研究費の応募申請までに所が主催する研究倫理教育を受講しなければならない。

(構成員の誓約書等提出)

第10条 統括管理責任者は、研究費の管理・運営に関する全ての構成員に対して、関係法令の遵守、不正を行わないこと及び不正を行った場合の処分や法的責任の負担等を記した誓約書等の提出を求める。

- 2 研究員等は、研究費を交付申請するときは、所に誓約書を提出しなければならない（別紙1）。
- 3 研究費の管理等を担当する総務企画課の職員は、前条の第1項に定める研修会に参加した後、所に誓約書を提出しなければならない（別紙2）。
- 4 構成員は、誓約書の提出がない場合には研究費の運営・管理に関わることはできない。

(研究費の運用・管理に関する相談窓口)

第11条 研究費の執行に関する規程及び事務処理手続き等のルールに関する所内外からの相談窓口は、総務企画課とする。

(研究費の管理)

第12条 研究費の管理及び諸手続き等の事務は、総務企画課が行う。

(職務権限等)

第13条 研究費の執行に関する事務処理上の権限及び決裁手続等については、関連する助成事業

等の関係法令等に定めるもののほか、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号）の規定を準用する。

（物品の発注、納品検収及び保管）

第14条 研究遂行の必要性に応じた柔軟な発注ができるよう、研究者が直接行うことを一部認めること。その発注権限は別表1に定める。

- 2 納品検収は、総務企画課（発注者以外の職員）が行う。
- 3 業務委託等で有形の成果物がある場合には成果物及び完了報告書等の履行確認ができる書類により検収を行う。併せて、必要に応じ仕様書、作業工程などの詳細を確認する。
- 4 成果物がない機器の保守・点検などの場合、総務企画課が立会い等による現場確認を実施するとともに、仕様書や完了報告書等の履行確認ができる書類により検収を行う。
- 5 換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類等）については、公的研究費で購入したことを明示するシールを貼付するとともに、物品の（台帳を作成する）所在を記録する。

（旅費）

第15条 旅費の取扱いは、島根県が定める「職員の旅費に関する条例（昭和27年6月1日島根県条例第11号）」に準じる。

- 2 旅費の支出にあたっては、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる出張報告書、証拠書類等の提出により総務企画情報課が事実確認を行った後に執行する。
- 3 総務企画課は、用務の目的や受給額の適切性を確認するとともに、重複受給の有無について、必要に応じて事実確認を行う。

（人件費・謝金）

第16条 人件費等の取扱いは、島根県が定める「職員の任用に関する規則（昭和27年12月13日島根県人事委員会規則第12号）」等に準じる。

- 2 雇用に際して、総務企画課が採用時の面接や勤務条件等の説明を行う。また、総務企画課が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行い、給与等を支払う。

（取引業者の誓約書等提出）

第17条 統括管理責任者は、業者に対して、一定の取引実績等を考慮して、関係法令の遵守、調査等における各種帳簿類の開示、不正による取引停止等の処分受入及び、構成員からの不正依頼の通報等を記した誓約書等の提出を求める（別紙3）。

- 2 誓約書の提出を求める業者の条件は別表第2に定める。
- 3 不正な取引に関与した業者への対応は、「物品の売買、借入等にかかる入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）」等により取り扱う。

（内部監査）

第18条 研究費の適正な管理のために、所は「島根県保健環境科学研究所における公的研究費の内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

（不正使用の取扱い）

第19条 不正使用が発生した場合に対応するため、「島根県保健環境科学研究所における公的研究費の不正使用に対する取扱内規」を定める。

(不正行為の取扱い)

第20条 不正行為が発生した場合に対応するため、「島根県保健環境科学研究所における公的研究費を活用した研究活動の不正行為に対する取扱内規」を定める。

別表第1（第14条第1項関係）

物品等の発注における職務権限の委任

1 伝票につき10万円以上の物品	総務企画課の職員
1 伝票につき10万円未満の物品	当該研究者
機器の保守契約など業務委託に関すること (金額の多寡を問わない)	総務企画課の職員

別表第2（第17条第2項関係）

誓約書の提出を求める業者の条件

前年度の納入実績が50万円以上の業者

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年12月3日から施行する。

この内規は、令和3年4月1日から施行する。